

大阪市環境経営推進協議会企画委員会規程

(設 立)

第1条 大阪市環境経営推進協議会（以下「協議会」という。）規約第16条の規程により、協議会に企画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 委員会は、次の活動を行う。

協議会の事業活動の企画立案及び運営に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、協議会会長が指名する10名以内の委員をもって構成する。

2 委員会に、委員の互選により選出された委員長及び副委員長をおく。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

5 委員会の招集は委員長が行い、議決は、規約第14条を準用するとともに、委員会終了後には、次の各項目を記載した書面により、会長に報告するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の所属及び氏名
- (3) 議題及びその結果概要

(予算及び報告等)

第4条 委員会の活動に要する経費は、協議会の予算から充当するものとする。

2 経費は委員長が責任をもって処理し、年度末に会長に対し、証拠書類を添付して報告するものとする。

3 委員会の活動のうち、会長が特に必要と認める事項に関しては、委員長が理事会に出席し、報告し、意見を述べることができる。

4 企画委員は無報酬とする。但し交通費等は支給するものとする。

(付 則)

この規程は、協議会の設立の日（平成19年6月26日）から施行する。